

## 【 兵庫県・トリミングサロンにおけるブードルの怪死事件に対する協会としての意見表明 】

2020年10月30日

### 1、経緯

2020年5月20日、兵庫県宝塚市にあるトリミングサロンにおいて、トリミング中のトイプードルが、施術中に深い傷を負い死亡するという事例が occurred。原因は当該トリマーによる説明がないため不明であり、飼い主がトリマーに対し経緯の説明と謝罪を求めている状況です。

本件は多くのメディアや SNS 上で取り上げられており、ペットサロンを管轄する当協会に対しても意見を求める声が上がっておりますため、表明させていただきます。

### 2、今回の事件に関する意見（協会としての指導方針）

今回の件については現在公表されていることが事実であるとするならば、当該サロンの対応は非常に残念で許しがたいことと考えています。

命を失うこととなったティファニーちゃんには、心よりご冥福をお祈りいたします。

また飼い主様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

当協会は、非会員である当該店舗に対し、捌く、指示を出すといった立場にはないことが前提となりますが、一般的にこのような事故が起こってしまった場合の対応としては、

- ・ 詳細な経緯説明と誠意ある謝罪
- ・ 店舗経営者として賠償を含む社会的責任を果たすために、業務内容・プロセスの改善を徹底して行い、お客様からの信頼回復に努めることが必要と考えています。

一刻も早い事態の収拾と、飼い主様の心の負担を減らすことのできる解決を望みます。

### 3、背景

予想として、トリミング中の事故を覆い隠そうとする事例が起きた場合、その原因の多くは、賠償金の負担を逃れるためという理由が考えられます。トリミングサロンの運営は、決して利幅の多い事業ではないため、個人事業主などの場合、リスク対策としての積み立て金や保険加入など行っていない状況も見受けられます。

一方、社会的な流れとして、『ペットは家族である』との認識が定着しており、サービス提供時の管理体制に関する責任も重くなっています。

法的には未だ『もの』としての扱いであることは否めませんが、お店側が社会的認識としての伴侶動物（ペット＝命あるもの）としての対応を怠った場合、飼い主とのトラブルとなってしまうのが現状です。

#### 4、トリマーの社会的責任

商行為としてのトリミングサービスは、お店と飼い主の『業務委託契約』によって成  
立しています。そのため お預かり中のペットを安全に管理する義務（善管注意義務）はお店にあり、  
怠ってしまった場合は賠償責任を負う立場となります。

一般的にトリミングサロンの従業員は、ペットを扱うプロであるという認識のもと、飼い主はサー  
ビスを委託しますので、事故でペットを傷つけることは、その専門性をも疑問視される事態となり、民  
法の範囲内で規定されている賠償責任を受け入れなくてはならない状況となります。

もちろんどんなに対策を行っていても、事故が起きることは免れません。  
そのためお店側では、いつでも危機意識を持ち、お預かりしたペットを安全・安心にお預かり・施術す  
るための対策を講じ、いざという時の対応までの準備を行っておく必要があります。  
これは業としてトリミングサロンを運営する側の社会的責任の反中であると考えます。

#### 5、協会の取り組み

日本ペットサロン協会では、3つのビジョンを掲げ、会員サロン様の健全な運営をサポートしています。

- ① お客様が安心して利用できるペットサロンの普及
  - ・ 事故防止対策の推進：ガイドラインの発行、トラブル相談、
  - ・ 無事故店舗の表彰（優良店舗認定制度）
- ② ペットサロンの健全な経営のサポート
  - ・ 事業者賠償責任保険の付帯（重大事故に伴う賠償責任の担保・）
  - ・ ペットサロン経営白書の刊行（社会情勢の変化に伴うサービスの向上指標）
  - ・ 事故対策、危機管理におけるガイドラインの発行
- ③ 動物福祉の向上と人とペットが共存できる優しい社会の実現
  - ・ 災害時飼い主支援事業、ペット災害支援協議会運営、等

協会の活動は、基本的に会員に対するサービスが主業務となりますが、ペットサロンやトリミング  
に関する一般飼い主・行政からの相談を受ける機会も多いため、災害対策をはじめとするペットにかか  
わる社会的課題の解決にも取り組んでいます。

残念ながら当協会は、会員店舗以外に対する訓告や改善命令、地方行政の管轄である業の登録、公的  
な資格制度を運用しての強制力は今のところ持ち合わせていないため、以上を本事例に関する意見と  
して表明いたします。